

徳之島町林道管理条例

(趣旨)

第1条 この条例は、森林の健全な育成を図るため、本町が管理する林道及びこれに隣接する林地を保全するとともに、林道の機能が十分に発揮できるように、良好な状態で維持管理することにより、林業振興及び林道周辺の自然環境の保全に資するものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 林道 主として林産物の搬出及び森林施業を行うための道路であつて、民有林林道台帳に登載したものをいい、橋梁、車廻し場所、退避所等林道と一体となつて、その効用を発揮する施設又は工作物で、当該林道に附属して設けられているものを含むものとする。
- (2) 附属 林道の構造の保全、安全かつ円滑な交通の確保その他林道の管理上必要な施設又は工作物で、次に掲げるものをいう。
 - ア 林道上の柵又は駒止
 - イ 林道上の並木等林道管理者の設けるもの
 - ウ 林道標識
 - エ その他林道管理者が必要と認めるもの
- (3) 使用 林道を通行することをいう。
- (4) 占用 林道敷地並びに工作物等に他の工作物（又は仮設物）を添加設置すること又は林産物及び鉱産物等を集積することをいう。

(林道の管理者)

第3条 林道は、町長がこれを管理する。

(林道の使用)

第4条 林道を使用しようとする者は、この条例で定めた事項及び町長が設置した標識等の指示事項を守り、交通の安全に留意して通行しなければならない。

(林道の使用許可)

第5条 林道を使用しようとする者は、町長の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 林産物の搬出又は造林、間伐、伐採等森林施業及び農作業の用に供するとき。

- (2) 当該林道の利用区域内の住民が、生活道路として使用するとき。
- (3) 登山、ハイキング、散策等レクリエーションの用に供するとき。
- (4) 第10条、第11条の規定により、町長の許可又は同意を得て設置した工作物施設等の所有者若しくはその利用者が、林道を使用するとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が認めるとき。

(使用許可の基準)

第6条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、林道の使用を許可しないことができる。

- (1) 林産物の搬出又は造林、間伐、伐採等森林施業及び農作業のための通行に支障を来すおそれがあるとき。
- (2) 林道を損傷し、若しくは汚損し、又は通行に危険をもたらすおそれがあるとき。
- (3) 林道開設の目的に反し、不適切であると認められるとき。
- (4) 林道周辺の自然環境の保全に支障を来すおそれがあるとき。

2 町長は、林道使用の許可に際し、林道の管理上必要な条件を付し制限をすることができる。

(危険防止の指示)

第7条 町長は、林道沿線にある土石、竹木若しくは工作物等が林道に損害を及ぼし、又は通行に危険をもたらすおそれがあるときは、その所有者又は管理者に対し、危険を防止するために必要な措置を指示することができる。

2 林道を使用する者は、この条例で定めた事項及び町長が設置した標識等の指示事項を遵守し、交通の安全に留意して通行しなければならない。

(禁止行為)

第8条 町長は、林道の使用につき、次の行為を禁止する。ただし、町長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

- (1) みだりに林道を損傷し、又は汚損する行為
- (2) みだりに林道に竹木、土石等を堆積し、その他林道の構造又は林道の通行に支障を来すおそれがある行為
- (3) 林道を使用してゴミ、土砂、残土、廃棄物等を運搬する行為

(使用に関する措置)

第9条 町長は、林道の適切な維持管理、使用上の安全及び林道周辺の自然環境の保全を確保するために必要がある場合、次の措置をとることができる。

- (1) 使用上の禁止又は制限

- (2) 積載又は重量の制限
- (3) 速度の制限
- (4) 前各号に掲げるもののほか、構造の保全又は使用上の危険防止のための必要な措置

2 前項の目的を達成するため、林道にゲート等必要な施設を設置することができる。

(林道の占用許可)

第10条 林道の区域内に工作物、物件又は施設を設け、継続して林道を使用しようとする者は、町長の許可を受けなければならない。

2 町長は、前項の許可に際し、林道の管理上必要な条件を付することができる。

(工作物の設置等の同意)

第11条 林道又は林道に接続する土地において、工作物施設等の設置、幅員が2メートルを超える車道の開設、若しくは改良又は当該土地の形質を変更しようとする者が、その工作物等を利用するため継続して林道を使用する場合には、あらかじめ工作物の設置等について町長の同意を得なければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、同意を必要としない。

- (1) 30平方メートル未満の林業用作業小屋又はこれに類する建物の設置
- (2) 300平方メートル未満の木材等の集積所又は積載施設等の林業用の施設に供する目的で行う土地の形質変更
- (3) 本町の助成を受けて施行する工事等
- (4) 前各号に掲げるもののほか、町長が認めるもの

(工作物の設置等の同意の基準)

第12条 町長は、前条による同意の申請があった場合は、次の各号のいずれかに該当するときは、同意をしないものとする。ただし、第1条の目的に反しないと認めるときは、この限りでない。

- (1) 第6条第1項各号に該当するとき。
- (2) 土砂の流失、崩壊その他災害を発生させるおそれがあるとき。
- (3) 水源を汚染し、又は森林の保全若しくは育林に悪影響を及ぼすおそれがあるとき。

2 町長は、同意に際し、必要な設備の設置等の条件を付することができる。

(許可の取消し等)

第13条 第5条又は第11条の規定により許可を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、町長は、許可の取消し又は林道の使用禁止若しくは原状回復等必要な措置を命じることができる。

- (1) 虚偽又は不正な手段により許可を受けたとき。
- (2) 許可に付された条件に違反するとき。

(3) 第6条第1項、第8条又は前条第1項第2号若しくは第3号に該当するとき。

(権利譲渡の禁止)

第14条 第5条又は第10条により許可を受けた権利は、譲渡することができない。

(違反に対する措置)

第15条 町長は、この条例に違反した者に対し、使用又は占用の禁止を命ずることができる。

(損害賠償)

第16条 町長は、使用方法に適正を欠いたため生じた損傷又は汚損については、その利用者に対して林道を原状に回復させ、又は損害賠償を求めることができる。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。